



サラリーマン川柳 (お歳暮の数はおとせず 質おとし) (カタログと同じ服きて なぜ違う) (二次会で 抜け出しやすい 席をとり) (譲り合い 空席のまま 駅を過ぎ)

**加入ご案内**

従業員300人以下の事業主さん、従業員の皆さんへ

# あなたの会社の福利・厚生を応援します

**集まることで大きなメリット**

大企業にまけない福利厚生を! 大きな安心が月額800円/人で整備できます

慶弔給付(結婚・出産・入学・勤続・銀婚・還婚・遺族・傷病見舞・災害見舞・弔慰) 人間ドック・健康診断補助、子育て・介護補助、温泉施設・スポーツ施設等利用補助、テーマパーク・映画館・海の家等料金割引、宿泊施設利用補助、イベント・ツアー開催

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター加盟

公益財団法人 長岡市勤労者福祉サービスセンター

## サービスセンターは

長岡市の支援のもと、中小企業の従業員と事業主のみなさんの活気あふれる職場づくりを応援します。

**ナツキー**

**加入できる方**

- 市内の従業員300人以下の事業所(会社・工場・店舗)に働く従業員とその事業主
- 市内に居住し、市外の従業員300人以下の事業所に働く従業員
- パート従業員、臨時職員も入会できます。

**会費**

- 会員一人につき月額800円

**入会**

- いつでも、簡単な手続きで入会できます。
- ご紹介いただいた事業者が入会された場合、ご紹介者には入会者数に応じて謝礼を差し上げます。(サービスセンターが説明にうかがいます。)

**サービスセンターのしくみ**

**ご連絡・お問合せは 公益財団法人 長岡市勤労者福祉サービスセンター**

〒940-0033 長岡市今朝白1丁目10番12号

電話 0258(37)5656 FAX 0258(37)5661

ホームページ http://www.nakky.jp/ Eメール info@nakky.jp



## 派遣労働者の皆さまへ

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため

# 労働者派遣法が改正されました!

平成24年10月1日から施行

**派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などがわかるようになります**

より適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などが確認できるようになります。

**派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などがわかるようになります**

より適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などが確認できるようになります。

② 派遣労働者の派遣料金の額が明示されるようになります。

明示される時: 1 派遣会社と労働契約を締結するとき 2 派遣先に実際に派遣されるとき 3 派遣料金が変更になったとき

**派遣会社は、必ずあなたに待遇に関する事項の説明をします**

労働契約を締結前に

- 雇用される場合の賃金の見込み額や待遇に関すること
- 派遣会社の事業運営に関すること
- 労働者派遣制度の概要

について、派遣会社から説明を受けてください。

**派遣先の社員との均衡(賃金など)が配慮されるようになります**

派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、

- 派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準
- 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮しなければなりません。

教育訓練や福利厚生などについても均衡に向けた配慮が求められます。

**あなたの希望により、有期雇用から期間の定めのない雇用への転換が進められるようになります**

有期雇用の派遣労働者(雇用期間が通算1年以上)の希望に応じ、

- 期間の定めのない雇用(無期雇用)に転換する機会の提供
- 紹介予定派遣の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進
- 無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施

のいずれかの措置をとることが、派遣会社の努力義務になりました。

※派遣先に正社員や契約社員などで再雇用されることを前提に、一定期間派遣スタッフとして就業する形態

**厚生労働省**

## 日雇派遣は、雇用期間が30日以内の労働契約のときは認められません

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が30日以内の日雇派遣は原則禁止になりました。

ただし、以下の場合は、30日以内の日雇派遣が認められます。

- 禁止の例外として政令で定める業務について派遣する場合
- 以下に該当する人を派遣する場合
  - 60歳以上の人
  - 雇用保険の適用を受けない学生
  - 副業として日雇派遣に従事する人
  - 主たる生計者でない人

※(イ)は生業収入が500万円以上、(ロ)は世帯収入が500万円以上の場合に限り、(ハ)は生業収入が500万円以上の場合に限り。

**離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣されることはありません**

直接雇用の労働者を派遣労働者に置き換えることで労働条件の切り下げが行われないよう、離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣されることはありません。

※ 60歳以上の定年退職者は例外として除かれます。

改正の詳細については、都道府県労働局にお問い合わせください。

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-709-2311	滋賀	077-026-8617
青森	017-721-2000	京都	075-241-3225
岩手	019-604-3004	大阪	06-4790-8202
宮城	022-292-6071	奈良	074-367-0831
秋田	018-680-0007	和歌山	0742-32-0208
山形	023-626-6109	鳥取	073-488-1160
福島	024-529-5746	徳島	0857-29-1707
茨城	029-224-6239	香取	0852-20-7017
栃木	028-610-3506	千葉	085-801-5110
群馬	027-210-5105	茨城	082-611-1068
埼玉	048-600-6211	山口	083-995-0385
東京	043-221-5500	徳島	088-611-5386
新潟	025-3452-1474	香取	087-806-0010
富山	045-650-2810	徳島	085-943-6833
石川	025-285-3510	徳島	088-885-6051
福井	076-492-2718	徳島	082-434-9711
山梨	076-245-4435	徳島	082-32-7219
長野	0778-26-8809	徳島	085-801-0045
山梨	055-225-2857	徳島	086-211-1731
長野	026-226-0864	徳島	097-535-2095
山梨	058-245-1312	徳島	095-38-8823
山梨	054-271-8880	徳島	089-219-8711
山梨	052-219-5567	徳島	089-868-1655
山梨	059-226-2165		